

「平取町立平取小学校いじめ防止基本方針」

制定：平成26年1月23日（令和8年4月全面改訂）

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、当該児童が、一定の人間関係がある者から、心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

本校では、全ての教職員が、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない。」という基本認識に立ち、児童の生命及び心身を保護することを最も重要視し、いじめの根絶に全力を尽くす。

※いじめを理解する上での留意点

(1) 被害性への着目

「けんか」や「ふざけ合い」であっても、背景にある事情を調査し、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) 本人が否定する場合の対応

いじめを受けた児童が、いじめの事実を否定する場合であっても、表面的・形式的に判断せず、周辺状況等を踏まえて判断し、対応する。

(3) インターネット上のいじめ

インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

2 いじめ防止、解消のための基本姿勢

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

(2) 児童一人一人の自己存在感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

(3) いじめの早期発見のために、定期的なアンケート調査をはじめ、きめ細かな観察、声かけなど様々な手段を講じる。

(4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、校内はもとより、関係機関・団体、専門家などと協力して解決に当たる。

(5) けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

(6) 学校と家庭が連携・協力して、事後の指導に当たる。

(7) 学校全体で、性暴力防止に向けた「生命(いのち)の安全教育」を推進し、児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう指導を充実する。

3 いじめの早期発見・措置に向けた取組

(1) いじめの早期発見 ※資料①、②

① 基本的な考え方

全ての教職員が日常的にきめ細かな観察を行い、児童の小さな変化を見逃さない。教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有する。

② 情報共有

「おかしい」と感じた児童がいる場合には、職員会議・研修などの場において気付いたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守る。

③ 教育相談とツールの活用

「おかしい」と感じた児童がいる場合には、職員会議・研修などの場において気付いたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守る。

- ・ 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について周知するとともに、日記・ノート等を活用して悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。
- ・ 「いじめに関するアンケート調査」を年2回(5月、10月を基本)行い、児童の悩みや人間関係を把握し、事実確認を行う。
- ・ 教職員は、いじめの兆候を多角的に把握するため、「いじめ見守りチェックシート」(資料①)を随時活用し、情報を組織的に共有する。
- ・ 必要に応じて保護者面談の際に、「家庭用 子どもの様子チェックリスト」(資料②)を活用し、家庭での兆候の把握を促し、連携を図る。
- ・ 高学年(5・6年生)を対象に、定期的に「心と体のストレスチェック」を実施する。

④ SOSの出し方教育

児童が自ら周囲に援助を求めることができるよう、「SOSの出し方に関する教育」を計画的に実施する。(道徳または特活で実施)

(2) いじめに対する措置

① 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合は、速やかに「学校いじめ対策委員会」が中心となって組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

② 迅速な情報共有と役割分担

学級担任だけでなく抱え込むことなく、校長をはじめ、全ての教職員が対応を協議し、的確に役割分担を行い、問題の解決に当たる。発見・通報を受けた教職員は、直ちに「学校いじめ対策委員会」に情報を共有し、組織的に事実関係の把握といじめの判断を行う。

③ インターネット上のいじめへの対応

インターネットやSNS等に不適切な書き込みを発見した場合は、被害を受けた児童生徒の保護者との協力、連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講じる。

④ 特定の背景を持つ児童への配慮

発達障がいを含む障がいのある児童、性的マイノリティの児童、大規模災害により被災・避難している児童等、特に配慮が必要な児童について、その特性を踏まえた適切な支援を日常的に組織的に行う。

⑤ 犯罪行為への対処と警察連携

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。
- ・ 特に、当該児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

4 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

① 児童会の取組

児童会が中心となり、自校の実態に応じた「学校いじめ防止基本方針(児童版)」を策定し、いじめ根絶に向けた主体的な活動を推進する。

② 人権・道徳教育

道徳の時間を核として全ての教育活動を通して「命の大切さ」についての指導を行い、いじめを見て見ぬふりをすることは、いじめに加担することであることを自覚させる。

③ 授業改善

教師一人一人が分かりやすく楽しい授業を心がけ、学習に対する達成感・成就感を育て、自己存在感・自己有用感を高め、自尊感情を育むよう努める。

(2) 児童一人一人の自己存在感・自己有用感の紅葉および自尊感情の育成

① 授業での工夫

「活動機会」「場所」「教材・教具」「時間」「人」のかかわり合いを工夫し、児童の主体的・対話的な学びを促し、自己肯定感を育む。

② 情報モラル教育(強化)

児童の発達段階に応じ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育を計画的に実施し、ネット上の人権侵害について理解を深める。

③ 学校生活全般での指導

一人一人の良さを取り上げ、本人はもとより学級全体に気付かせ、「自分も役に立っている」といった実感を持たせる働きかけをする。

5 いじめ問題に取り組む組織体制の確立

(1) 学校いじめ対策委員会の設置

① 名称と設置根拠

法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ対策委員会」を設置し、組織的に対応する。

② 常設メンバー

校長(リーダー)、教頭、生徒指導担当、当該学級担任、養護教諭を基本構成員とする。

③ 機動的な体制(強化)

「学校いじめ対策委員会」は、組織的な対応の中核として機能するため、校長、教頭、生徒指導部担当、養護教諭をメンバーとし、生徒指導部担当はこの組織の実働的なチーフとして、。

◦ 報告窓口

生徒指導部(チーフ)を「報告窓口担当者」とし、全ての教職員が一人で抱え込むことなく、直ちに情報が報告・集約・共有できる体制を確保する。

※状況に応じて、教頭はチーフのサポートを行う。

◦ 情報の記録と共有

集められた情報は、個別の児童ごとに記録し、複数の教職員が常に認知した情報を共有できる体制を確保する。(スプレッドシート等を活用)

(2) 外部専門家の参画と連携

① 外部専門家の常設的参画

「学校いじめ対策委員会」には、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)の参画・協力を得る。

② 緊急事態への連携

重大ないじめ問題の場合や校内組織だけでは解決が困難な場合は、校長、教頭、生徒指導担当者、PTA会長、町教育委員会職員（指導主事等）からなる「緊急いじめ対策委員会」を招集し、連携して問題の解消に当たる。

(3) 学校いじめ対策委員会の役割(改善サイクルの明確化)

本組織は、未然防止・早期発見・事案対処の各段階で中核的な役割を担い、次の役割を果たす。

- ①未然防止: いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けた取組を行う役割。
- ②年間計画(プログラム)の作成・実行・検証・修正を行う役割:
- ③事案対処: いじめの相談・通報の窓口となり、迅速な事実関係の把握、いじめであるか否かの判断、被害児童への支援・科外耳道への指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割。
- ④検証と見直し: 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に属して、適切に機能しているかについての点検(PDCAサイクル)を行い、基本方針の見直しを行う役割。

組織の名称	構成員	役割
学校いじめ対策委員会(常設組織)	校長(リーダー)、教頭(副リーダー)、生徒指導担当者(チーフ)、当該学級担任、養護教諭、 ※必要に応じて特別支援教育コーディネーター	○本方針に基づく取組の実施、年間計画(プログラム)の作成・実行・検証・修正(PDCAサイクル)、いじめの認知・判断、対処方針の決定、指導支援体制の構築 ○日常的な情報収集と共有、迅速な事案対処のコーディネート。教職員からの情報報告の「報告窓口」を担う。
緊急いじめ対策委員会(重大事態・外部連携)	校長、教頭、生徒指導担当、PTA会長、町教育委員会職員など	重大な事案で校内組織だけでは解決が困難な場合や、法に基づく重大事態発生時の対応。必要に応じてスクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)等、心理や福祉の専門家、警察官経験者などの外部専門家を加え、問題の解消に当たる。

6 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪を持って安易に「解消」とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、すくなくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

<いじめ解消の要件>

- 1 いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態がすくなくとも3か月を目安とする相当の期間継続していること。

- 2 被害児童および保護者が心身の苦痛を感じていないこと
いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、面談等により確認する。

<解消判断と継続的な対応>

- 1 組織による判断
解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。
- 2 対処プランの策定
学校は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の和区割り分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- 3 継続的な観察
「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性や心理的な影響が残ることを踏まえ、当該児童及び科外耳道について日常的に注意深く観察を継続する。

7 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、法および国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、「緊急いじめ対策委員会」を立ち上げ、速やかに対処し、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に取り組む。

(1) 重大事態の定義

法第28条第1項に基づき、次のいずれかの疑いがあると認める時を「重大事態」として対応する

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時(例:自殺企図、重大な障害、精神性の疾患発症など)
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 緊急対応と報告義務

① 迅速な報告と相談

重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに町教育委員会に相談する。不登校重大事態の疑いがある場合、欠席機関が30日到達する前から教育委員会に報告・相談する。

② 学校の対応

児童やその保護者から重大な被害の申し立てがあった場合は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

(3) 調査体制

- ① 重大事態が発生した場合は、学校または設置者(町教育委員会)が主体となり、事実関係を明確にする調査を行う。
- ② 学校が調査主体となる場合は、「学校いじめ対策委員会」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家(心理、福祉、弁護士等)を加え、調査組織として対処する。

8 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

(1) 見直しと点検

「学校いじめ対策委員会」を中心に、PDCAサイクルにより、学校の実情に即して適切に機能しているかどうかを点検し、毎年度、本方針の見直しを図る。

(2) 公表と周知

本方針を学校ホームページに掲載するなどして公表するとともに、学校だより等を活用し、児童・保護者や地域住民が本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。

(3) 情報提供

本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口について、入学時・学年度の開始時期に資料を配布するなどして、児童・保護者・関係機関に説明する。

(4) 転入者への説明

年度途中の転入児童及びその保護者に対しても同様に、本方針の内容や相談窓口について説明する。

いじめ防止対策推進法に基づく平取小学校の取組について

平取町立平取小学校 令和8年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の趣旨を踏まえ、学校がいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について(法には次の通り定められています)

いじめとは、児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)で、その行為の対象になった児童が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは?

一定の人間関係にある他の児童が行う行為

心理的または物理的な影響を与える行為(インターネット上も含める)

行為を受けた児童が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめに当たるでしょうか。考えてみてください。

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中のSNSを通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛に思っている。

⇒友だちの間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた児童が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、「学校いじめ対策委員会」で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけあい」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断します。
- ・いじめは被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は、法律等に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる場外が相当の期間(3か月を目安)継続していること。
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は、①と②について、いじめを受けた児童とその保護者に確認した上で、学校いじめ対策委員会により判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

**平取小学校
いじめ防止基本方針
(概要)**

※全文は学校HPをご覧ください。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、児童だけの問題ではなく、様々な場面で起こり得る社会全体に関する問題とも言えるものです。


そのため、各人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚して、いじめの未然防止、早期発見および早期対応に取り組み、児童が安心して生活し、まなぶことができる社会の実現を目指さなければなりません。


本校においても、「いじめ防止対策推進法」②に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針(以下「国の基本方針」という)」や「平取町いじめ防止対策条例」②に基づいた施策を参考に、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「学校いじめ防止基本方針」を見直しを図り、「学校いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて取組、児童が安心して学び、過ごせる学校となるよう取組を充実させていきます。


**平取小学校
いじめ対策委員会の
役割や活動**

いじめ対策委員会(常設)


報告窓口



校長



教頭



生徒指導課長(サブ)


その他の委員



特別支援教育Co


生徒指導部


管理教諭


道徳担任


SC


SSW

緊急いじめ対策委員会

重大事態と認定した場合、左記のメンバーに加えて

- ・町教育委員会
- ・PTA会長
- ・心理や福祉の専門家
- ・警察

等の外部専門家とともに委員会を構成し、対応に当たります。

ご不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なくご相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任のほか、相談しやすい教職員にご相談ください。
また、平取町にはSC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)もいます。
SCやSSWに相談したい場合は、教頭までご連絡いただければ、日程調整をいたします。
01457-2-2425(学校代表電話番号)

学校以外にも相談窓口が設置されています

名称	所管等	電話番号	受付	概要
子ども相談支援センター (24時間子供SOSダイヤル) (メール相談)	北海道教育委員会 (文部科学省)	0120-3882-56 (0120-0-78310) sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日24時間対応	いじめ、不登校、友人関係、親子関係、性的マイノリティ、性暴力の被害、家庭の事情で自分の時間がとれない、ヤングケアラーに関する事など、様々な悩みを相談できます。
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	北海道保健福祉部 (厚生労働省)	189 (いちはやく)	毎日24時間対応	虐待の疑いがあるなど、虐待に関する悩みを児童相談所に通告・相談できます。
親子のための相談LINE	北海道保健福祉部 (厚生労働省)		平日9:00~17:00	いじめ、不登校、ヤングケアラー、虐待など様々な家族・家庭の相談ができます。
北海道いのちの電話	社会福祉法人 北海道いのちの電話	011-231-4343	毎日24時間対応	様々な悩みを相談できます。
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30~17:15	いじめ・体罰等について、法務局職員・人権擁護委員に相談できます。
チャイルドラインほっかいどう	認定NPO法人 チャイルドライン支援センター	0120-99-7777	毎日16:00~21:00 (12/29~1/3除く)	18歳までの子どもが電話・チャットで様々な悩みについて相談できます。